

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

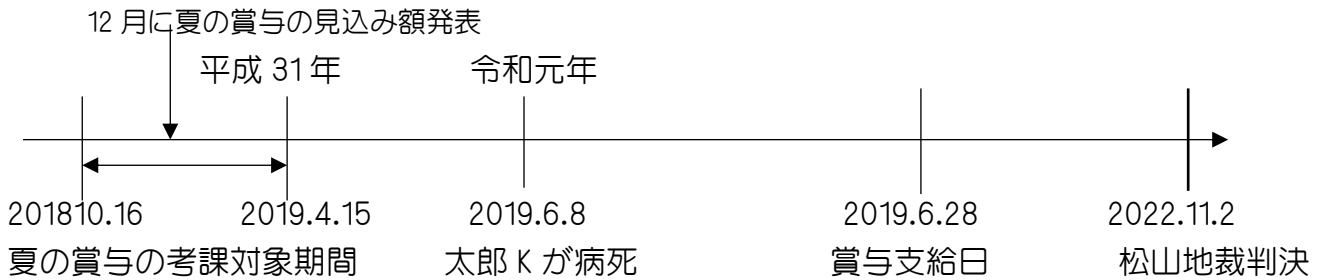
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



医療法人 佐藤循環器科内科事件（死亡退職による賞与不支給事件）

松山地裁 2022年11.2 判決

1. **本件は**、原告 甲 花子 X の子供である亡き甲 太郎 K が四国にある被告 医療法人 佐藤循環器科内科 Y に雇用されていた。しかし、2019年6月28日の賞与支給日の20日前に腸管穿孔のため病死し Y 法人を退職した。Y 法人は賞与支給日の6月28日に在籍していなかったことを理由に夏季賞与を支給しなかった。そこで、亡き甲太郎の相続人の母 X が Y 法人に対して夏の賞与 28万2305円およびこれに対する延滞損害金の支払いを求めた事案です。



(平成は31年4月30日まで)

2. 前提事実

- 太郎 K は、Y 法人の有料老人ホームに勤務をしていたが、急性骨髄性白血病に罹患し 2019.6.8 に腸管穿孔で死亡した。
- Y 法人は賃金規定で毎年夏の賞与の考課対象期間を 10.16 から 4.15 (冬は 4.16~10.15 まで) に、賞与支給日に在籍する従業員に対して、医院の業績、本人の勤務成績等を勘案して支給すると定められていた。
- Y 法人は毎年 12 月にその年の冬の賞与の支給額と夏の賞与の支給見込み額が記載されている書面を従業員に交付していた。
- Y 法人の理事長の査定を経て決定され、夏季の賞与の査定は毎年 6.10 頃から 6.16 頃までの約 1 週間かけて行われていた。
- Y 法人による夏の賞与の支給額は上記の見込み額との差は過去になかった。

3. 被告法人 Y の主張

- 原告が主張する前年の 12 月に書面で通知した夏季の賞与の額についてはあくまでも参考額である。

- 太郎 K は夏季賞与の支給日に在籍していなかった以上本件賃金規定 18 条の適用により、賞与支払請求権は具体的権利として発生しない。
- 本件 18 条の支給日在籍要件を機械的に適用することは、賃金支払いの条文・労基法 24 条の趣旨や公序良俗に反しない(民法 90 条)。以上が被告側の考えでありました。

4. 裁判所の判断

- 夏の賞与支給にあたって、過去に被告の業績の変動を原因として見込み額と異なる金額の夏季賞与が支給されたことなかった。
- 一般に賞与は支給対象期間の勤務に対応する賃金の後払いとしての性格を有するとともに功労報酬的な意味合いや将来の貢献を期待する勤労奨励的な性格を併せ持つものであると解するのは相当である。
- そうすると、賞与の支払い請求権が認められるためには、当該賞与の支給額が使用者の決定等を経て具体的に確定したものと評価することができることを要するというべきである。
- 被告における賞与は、査定の過程を経て、被告の経営状況等を含む諸般の事情を踏まえて支給の可否及びその額が確定されるものであるので、賃金の後払いとしての性格に加えて功労報酬的な意味合いや将来の貢献を期待する勤労奨励的な性格を併せ持っているとして解される。
- 被告理事長の支給決定手続きは支払いのための形式的な事務手続きとしての側面が大きかったと考えるのが合理的である。
- 考課対象期間中、被告に在籍し長期欠席もない従業員の夏季賞与の支給額は、その考課対象期間満了をもって支給額が確定したと評価されると認められる。
- 本件支給日在籍要件の効力については、合理性が認められ、当事者の争いはない。
- 今回の太郎 K (突然の死亡) の場合にも支給日在籍要件を機械的に適用すれば、労働者に不測の損害を生じ得ることになる。また、労働者の責めに帰すべき理由での退職でもないし、不測の損害を労働者に甘受させることは相当ではない。
- また、労働者は考課対象期間前に病死した場合と比べて、賞与を受けるとに対する期待感は相当なものとするのが相当である。
- 本件夏季賞与支給額は、考課対象期間満了日の経過をもってすでに具体的に確定していたものと評価される状態にあったのであるから、太郎 K の本件夏季賞与の支給を受けるとに対する期待は主観的なものではなく、法的保護に値し得るだけの高い具体性を備えたものであったと言える。
- 以上のことを考慮すると太郎 K の夏季賞与についての本件支給日在籍要件は、民法 90 条(公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は無効)により排除すべきであり、太郎 K が本件夏季賞与の支給日において被告に在籍しなかったことは、本件夏季賞与に係る賞与支払請求権の発生を妨げるものではないと認められる。

5. 主文

1 被告法人 Y は、原告 X に対して、28 万 2,305 円及びこれに対する令和元年 6 月 29 日から支払い済みまでの年 14.6 パーセントの割合による金員を支払え。

(賞与支給日 2019 年 6 月 28 日の翌日からカウントされるということです。)

2 訴訟費用は、被告が負担する。

3 この判決は、仮に執行することができる。